

規 約

(名 称)

第1条 本会は、長崎県空港活性化推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力のもと、官民一体となって、長崎県内空港の利用促進、本県交通網の充実、空港機能の整備、県内空港に関する諸問題改善の具体的方策の研究・実践を行い、空港を核とした地域の活性化を強力に推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、次に掲げる関係機関の代表者及び本会の目的達成に賛同する者をもって構成する。

- (1) 県及び県内各市町の代表者
- (2) 県及び県内各市町の議会の代表者
- (3) 県及び県内各市町の産業経済団体並びに関係団体の代表者
- (4) 県内民間企業の代表者
- (5) 一般県民及び近隣地域の本会の趣旨に賛同する者

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内空港の国内航空路線の利用促進と拡充
- (2) 県内空港の離島航空路線の利用促進と拡充
- (3) 県内空港の国際定期航空路線及び国際チャーター便の利用促進と拡充
- (4) 県内空港の利用促進に資する広報宣伝活動
- (5) 関係諸団体との連携と県民運動の展開
- (6) 国会、政府関係機関等への陳情、要望
- (7) 県内空港の諸問題に関する調査、研究
- (8) その他この会の目的を達成するための必要な事業

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 若干名
理 事 若干名
監 事 2 名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び理事会とする。

(構 成)

第8条 総会は、第3条に掲げる者をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第9条 総会は、予算、事業計画の決定、その他会の重要な事項を審議決定する。

2 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、総会の諮問事項等について審議決定、総会の決定した重要事項の執行並びに総会の議決を要しない会務を行う。

(会議の招集)

第10条 総会、理事会は必要の都度、会長が招集する。

(定足数)

第11条 総会は会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。また、理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第12条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第13条 本会に幹事会を置き、本会の重要業務について企画・立案にあたるものとする。

2 幹事は、会長が委嘱する者をもって充てる。

(空港戦略会議)

第14条 理事会の諮問機関として、必要に応じて本会に空港戦略会議(以下、「戦略会議」という。)を置き、県内空港にかかわる諸問題改善のため、具体的改善策の検討・提言を行う。

2 戦略会議の構成員の選任等については、会長が別に定める。

(支部)

第15条 本会に支部を置く。

2 支部の設置に関しては、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、長崎県企画振興部新幹線・総合交通対策課に置き、長崎商工会議所、長崎空港ビルディング株式会社と連携して業務を行う。

2 事務局に次の職員を置くことができる。

(1)事務局長 長崎県新幹線・総合交通対策課長

(2)事務局長代行 長崎県観光振興課長

(3)事務局次長 長崎県新幹線・総合交通対策課総括課長補佐及び長崎県観光振興課総括課長補佐

(4)書記 長崎県新幹線・総合交通対策課及び長崎県観光振興課の関係職員並びに本会職員

(会計)

第17条 本会の経費は、加盟各団体等の補助金、分担金及び会費並びに寄附金等をもって財源とする。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第18条 本会は、その目的が達成されたときに、総会の議決を経て、解散する。

2 解散時に剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、地方公共団体又は公益性の高い団体に寄付するものとする。

3 解散時に欠損金が生じたときは、総会で協議のうえ、これを処理する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附則

この規約は、平成21年3月25日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年6月1日から施行する。

この規約は、平成28年5月23日から施行する。